

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン（以下「デザイン」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 デザインは、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡の魅力を市内外に広く紹介することにより、誘客の促進を図り、もって考古学及び登呂遺跡に関する歴史に対する関心を高めることを目的として利用するものとする。

(利用の対象とするデザイン)

第3条 利用の対象とするデザインは、別表に掲げるデザインとする。

(利用の申請)

第4条 デザインを利用しようとするものは、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 利用に係る企画、商品の内容及び販売方法等が分かる書類
- (2) 申請者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の概要が分かる書類

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する利用については、適用しない。

- (1) 個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における利用
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共的団体の事業における利用
- (3) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者による、その授業の過程における利用
- (4) 報道、批評、研究等の目的のための必要な範囲内における利用

(利用の承認)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、その内容が第2条に規定する目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当しないときは、デザインの利用を承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治的又は宗教的な活動に利用されるおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當であると認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による承認をしたときは、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イ

メージキャラクターデザイン利用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第6条 デザインを利用するもの（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）第2条に規定する利用の目的に反しないこと。
- （2）デザインを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- （4）デザインの名称、配色及びポーズの種類は、教育委員会が別に定めるものを正しく利用すること。
- （5）デザインの全部又は一部を変更して利用しないこと。
- （6）前条第1項の規定による承認に係る利用にあつては、承認された用途のみに利用すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項

（利用料）

第7条 デザインの利用料は、無料とする。

（利用報告）

第8条 第5条第1項の規定によりデザインの利用の承認を受けたものは、デザインを利用したときは、速やかに静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用報告書（様式第3号）にデザインの利用の状況が確認できる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

（利用承認期間）

第9条 デザインの利用を承認する期間は、3年以内とする。

- 2 前項の承認の期間の満了後、引き続き利用しようとする場合は、当該期間の満了する日の1月前までに静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用更新申請書（様式第4号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 第5条の規定は、前項の規定による更新について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の規定」とあるのは「第9条第2項の規定」と、第5条第2項中「静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用承認通知書（様式第2号）」とあるのは「静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用更新承認通知書（様式第2号）」と読み替えるものとする。

(変更又は中止の承認申請)

第10条 第5条第1項(前条第3項の規定により読み替えて準用する場合も含む。)の規定によりデザインの利用の承認を受けたもの又は次条の規定によりデザインの利用の内容の変更の承認を受けたものは、利用の内容を変更し、又は利用を中止しようとするときは、あらかじめ静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用内容変更(利用中止)承認申請書(様式第5号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更又は中止の承認)

第11条 教育委員会は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用内容変更(利用中止)承認通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの利用の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項(第9条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)又は前条の規定により承認した内容と異なる利用が判明したとき。
- (2) 第5条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 第6条各号に掲げる事項に違反するとき。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用承認取消通知書(様式第7号)により利用者に通知するものとする。

3 利用の承認を取り消されたものは、当該利用の承認により作成したものをいかなる場合であっても利用してはならない。

4 教育委員会は、利用の承認を取り消したことにより生じる損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(事故又は苦情の処理)

第13条 利用者は、デザインを利用したものに係る事故又は苦情(以下「事故等」という。)が発生した場合は、利用者の責任の下に処理しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(利用状況の調査等)

第14条 教育委員会は、利用者に対し、デザインの利用状況について調査することができる。

2 教育委員会は、デザインの利用が適当でないと認めるときは、利用者に利用方法の変更を求め、又は利用を停止させることができる。

3 教育委員会は、前項の規定による利用方法の変更又は利用の停止により生じる損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、デザインの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

別表（第3条関係）

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン



様式第1号（第4条関係）

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用申請書

年 月 日

（宛先）静岡市教育委員会

	住所	〔法人又は団体にあつては、 その主たる事務所の所在地〕
申請者	氏名	
	電話	

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザインを利用したいので、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 利用の目的

2 利用する期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 商品等の名称

4 商品等の種類 文具 雑貨 玩具 食品 衣料品 その他()

5 販売予定数

6 販売価格(税込)

7 担当者氏名及び連絡先 電話 FAX E-mail

8 添付資料

(1) 利用に係る企画、商品の内容及び販売方法等が分かる書類


(2) 法人又は団体にあつては、当該法人又は団体等の概要が分かる書類

様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市教育委員会 

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用(更新)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン（以下「デザイン」という。）の利用については、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱第5条第1項(第9条)の規定により次のとおり承認したので、次のとおり通知します。

1 承認番号 第 号

2 利用(更新)の承認をした商品等

3 利用を承認する期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 遵守事項

- (1) 静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱第2条に規定する利用の目的に反しないこと。
- (2) デザインを譲渡し、転貸しないこと。
- (3) 知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (4) デザインの名称、配色及びポーズの種類は、教育委員会が別に定めるものを正しく利用すること。
- (5) デザインの全部又は一部を変更して利用しないこと。
- (6) 承認された用途のみに利用すること。

様式第3号（第8条関係）

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用報告書

年 月 日

（宛先）静岡市教育委員会

	住所	〔法人又は団体にあつては、 その主たる事務所の所在地〕
報告者	氏名	
	電話	

年 月 日付け 第 号により利用の承認を受けた静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザインを利用したので、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 承認番号 第 号

2 商品等の名称

3 商品等の利用内容（方法）

4 添付資料

- 完成品
- イメージデータ
- 利用の状況が確認できる書類

※提出する資料にチェックしてください。

様式第4号（第9条関係）

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用更新申請書

年 月 日

（宛先）静岡市教育委員会

	住所	〔法人又は団体にあつては、 その主たる事務所の所在地〕
申請者	氏名	
	電話	

年 月 日付け 第 号により利用の承認を受けた静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザインの利用の期間を更新したいので、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 承認番号 第 号
- 2 商品等の名称
- 3 利用を更新する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 更新期間中の販売予定数
- 5 販売価格(税込)

様式第5号（第10条関係）

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用内容
変更（利用中止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市教育委員会

住所	〔法人又は団体にあつては、 その主たる事務所の所在地〕
申請者 氏名	
電話	

年 月 日付け 第 号により利用の承認を受けた静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザインの利用の内容を変更（利用を中止）したいので、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。


- 1 承認番号 第 号
- 2 商品等の名称
- 3 変更（中止）の内容
- 4 変更（中止）の理由

様式第6号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市教育委員会 

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用内容
変更（利用中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザインの利用内容の変更（利用の中止）については、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。


- 1 承認番号 第 号
- 2 商品等の名称
- 3 承認の内容

様式第7号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市教育委員会 

静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号により利用を承認した静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザインは、静岡市立登呂博物館及び登呂遺跡イメージキャラクターデザイン利用取扱要綱第12条第1項の規定により、次のとおり利用の承認を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

1 承認番号 第 号

2 商品等の名称

3 取消しの理由

4 取消年月日 年 月 日